

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
シンクタンクスタジオ株式会社	高知県高知市西久万52番地7

2. 指名停止措置期間

令和8年3月24日 から 令和8年5月23日 まで（2ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

上記業者が、当局が発注した「令和7年度 徳島運輸支局設備改修工事監理業務」の入札において、調査基準価格を下回る金額で入札を行った。そのため予算決算及び会計令第86条に基づく調査を通知したところ、業者から、低入札価格調査による関係資料の提出及び事情聴取に協力できない旨、申し出があった。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当する。

指名停止措置要領 別表第2

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

問い合わせ先（○主な問い合わせ先）

四国地方整備局 総務部契約課 087-811-8303（直通）

契約課長 山本 隆

○課長補佐 瀬川 晋士